

白生環第 554 号
令和2年 10月16日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

白石市長 山田 裕



(仮称)七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（送付）

令和2年9月17日付け環対第297号にて通知のありましたこのことについては、別紙のとおりです。

担当：白石市市民経済部生活環境課
環境対策係
TEL 0224-22-1314
FAX 0224-22-1316



別紙

(仮称) 七ヶ宿長老風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

事業を実施するにあたり、下記のとおり、懸念事項がありますので、事業者に対して、ご確認及びご指導くださるようお願いいたします。

I 全般的な事項

1 宮城県では、平成30年5月に、風力発電事業者が適切に環境保全に配慮した風力発電の設置を円滑に推進することを目的として、県内全域を対象とし、環境保全等を優先すべきエリアや風力発電導入の可能性を有しているエリアをマップ化する「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」を策定したところである。

この「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」によれば、今回事業が予定されている区域は、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域が多く含まれる。また、それ以外の区域でも、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域となっている。

のことから、事業実施区域が、法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域に該当する区域として整理されている状況を適正に分析するとともに、それでもなお、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にすること。また、事業実施にあたっては、その検討経緯を踏まえ、環境影響を回避又は十分に低減すること。

また、自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域であっても、各種法令の趣旨及び社会的な調整が必要な背景を適正に分析するとともに、それでもなお、事業実施区域として絞り込みした検討経緯を明確にすること。また、事業実施にあたっては、その検討経緯を踏まえ、環境影響を回避又は十分に低減すること。

なお、本準備書においては、風況、系統連系の空き容量、道路整備状況を前提として事業実施区域の絞り込みを行っていることから、「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」で整理している、『法的・地形的に重大な制約がある区域又は自然環境等の法令で環境保全を優先すべき地域』や『自然環境等の法令及び社会的な調整が必要となる可能性がある区域』の検討経緯及び分析結果が記載されておらず、何ら検討や分析がされないまま事業実施区域を選定しているように感じることから、宮城県知事及び宮城県環境技術審議会の意見や意見の趣旨を踏まえ、環境への影響が回避されるよう、適切に事業実施区域を選定すること。

2 事業実施区域に近い区域では「(仮称) 白石越河風力発電事業」及び「(仮称) 福島北風力発電事業」が計画されていることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目については、当該事業者が計画する事業と本事業との累積的な環境影響の調査、予測及び評価を行い、その結果、重大な影響が認められる場合には、本事業の位置、規模及び風力発電設備の配置等を含めて、事業計画を再検討すること。

3 環境影響評価を行う過程において、項目及び選定等に係る事項に新たな事情が生じ

た場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど、適切に対応すること。

- 4 次の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、事業実施区域及び風力発電基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

(1) 騒音及び低周波音

騒音及び低周波音に対する住民からの苦情は、風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数、総出力が大きくなるほど発生割合が高くなる傾向があり、建設前に実施した環境影響評価における予測結果よりも、実際の騒音レベルの方が大きい事例や、風車から1km程度離れている住民から眠れない等の苦情が寄せられている事例がある。

また、事業実施区域は山間部であるため、気象条件や地形の影響による不確実性が大きくなること、地上より相当程度高い位置に広がりを持った音源がある、強風時に発生音が大きくなるなどの特性を有していると考える。

今回予定している事業計画は、風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数、総出力のすべてが大きく、自然豊かで閑静な地域に計画していることを踏まえると、風力発電設備稼働に伴い地域住民からの苦情の発生割合が高くなることが予想される。さらに、事業実施区域に近い区域では、他に「(仮称)白石越河風力発電事業」及び「(仮称)福島北風力発電事業」が計画されており、この事業計画に係る風力発電設備の定格出力、風力発電設備の設置基数を併せると、地域住民からの苦情の発生割合がさらに高くなることが予想される。

このことから、騒音及び低周波音に関する対策については、風車からの距離や環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」をもって一概に判断するのではなく、必要に応じて適切な措置を講じること。

また、騒音及び低周波音に関する対策については、影響が最も大きくなると考えられる全ての風車が稼働した条件のもと、「(仮称)白石越河風力発電事業」及び「(仮称)福島北風力発電事業」と本事業間での複合的な影響や、音の吸収、回折及び反射など様々な要素を考慮し、適切な措置を講じること。

なお、騒音・振動に関する予測結果については、書面での予測結果や数字のみでは地域住民が思い描くことが難しいため、各調査地点の夜間等における騒音・振動を実際に耳で体感できるよう、予測される音源や音量を、スピーカー又は密閉型ヘッドホンなど最適な機器を活用した上で、住民説明会等で公開すること。

(2) 景観

事業実施区域は、蔵王高原県立自然公園内である。また、事業実施区域に近い川原子ダムは、「みやぎ蔵王三十六景」として蔵王を背景にした美しい景観に選定されており、初夏の新緑、秋の紅葉に囲まれ、静寂の中、水面に映った不忘山など蔵王の山々が心をなごませてくれるスポットであるなど、事業実施区域周辺は、自然景観を求める観光客が多い。

のことから、風力発電機の存在により自然景観が損なわれないようにすること。

なお、本準備書においては、川原子ダム及びグリーンパーク不忘における眺望景観フォトモンタージュが掲載されているが、風力発電機が明らかに視認できるにもかかわらず、主要な眺望景観の予測結果では、景観資源の眺望に介在しないと分析されており、根拠が不明確であることから、市、地元住民、関係団体の意見を踏まえて風力発電機の位置を検討すること。また、環境保全措置を実施することにより影響は低減されると分析されているが、具体的な環境保全措置を明らかにすること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施区域は、国定公園及び県立自然公園の区域外であるものの、事業実施区域を含め、自然景観を求める観光客が多い区域である。また、計画されている発電機は高さ約150mの大型構造物となるため、遠方からの視認性も高くなるなど、自然景観に大きな影響を及ぼすことが予想される。

のことから、風力発電機の風車の塗色、配置及び規模など、自然景観への影響を回避又は十分に低減する措置を講じて、周辺の自然景観との調和を阻害しないようにすること。

また、近隣には川原子ダム及びグリーンパーク不忘があるなど、自然景観を求める観光客が多い区域であることから、騒音及び低周波音の影響を回避又は十分に低減する措置を講じること。

(4) 水質

事業実施区域及びその周辺地域は、白石市水道水源保護条例に定める水道水源保護地域であり、多数の小規模水道原水取水口、複数の河川源流部及び沢筋等が点在し、農業用水への取水も行われている地域である。

のことから、事業の実施により工事中の土砂や濁水の発生、土地改変等に伴う発生土の流出にともなう水環境への影響が懸念されるため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、河川や沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工事実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂地の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境へ影響を及ぼすことがないようにすること。

(5) 動物

事業実施区域及び周辺では、特別天然記念物ニホンカモシカのほか、サル・イノシシ・クマ等の生息が確認されており、今後当該事業により尾根部が改変されることで、山の乾燥化や林内における切り開かれた空間の出現など、これらの種の生息環境が変化すると考えられる。

サル・イノシシ・クマについては、本準備書においては、環境影響評価法における『重要な種』及び『注目すべき生息地』でないことを理由として評価を実施しないこととしているが、本市では、クマについては、春から秋にかけて出没し、飼料用作物（デントコーン）や畜舎の配合飼料が狙われ、サイロが壊される被害が多く発生するなど、近年は出没例のなかった地区でも目撃情報が寄せられるようになり、山野における餌不足の

ため、人里に下りてきており、人身被害の危険性も大きくなっている。イノシシについては、東日本大震災以降、放射能汚染による捕獲意欲の低下等により、個体数が増加したことで生息範囲が拡大しているほか、農作物被害は県内市町村で最も大きい現状である。

サルについては、本市と七ヶ宿町あわせて20群100頭以上の生息が確認されており、農作物被害のほか、人慣れした個体は人を威嚇したり住居に侵入したりする被害も出ている。事業実施区域内は七ヶ宿ポピュレーションF群の遊動域となっており、事業により遊動域の移動拡大、群れの分裂が懸念される。

このことから、環境影響評価法における『重要な種』及び『注目すべき生息地』でないことを理由として一概に判断することなく、事業の実施に伴う生息地の移動・変容による住居や農家への二次的な影響を分析し、影響を回避又は十分に低減する措置を講じること。

また、ニホンカモシカについては、その生息に重大な影響を与えないよう、次に掲げる事項に留意して事業を実施すること。

ア 行動範囲が比較的広く、代替となる餌場環境が周囲に存在することから、生息環境の減少・消失の影響は小さいと予測しているが、土地の改変による生息環境の減少・消失には、十分注意して事業を実施すること。

イ 樹林環境の改変は風力発電機の設置個所や一部の搬入路に限定されることと、迂回するための空間も確保されていることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいと予測しているが、ニホンカモシカの移動経路の遮断・阻害には、十分注意して事業を実施すること。

ウ 事業の実施に伴う騒音は一時的であり、また低騒音型の建設機械を使用することで低減されることから、騒音による生息環境悪化の影響は小さいと予測しているが、騒音により生息環境が悪化しないよう、事業を実施すること。

エ 生息環境であると考えられる樹林環境で、工事用道路が設置される区域はわずかであることから、工事関係車両への接触の危険性は低いと予測しているが、工事関係車両へ接触しないよう、十分注意して事業を実施すること。

オ 造成等の施工による土地の改変及び樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。また、改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することにより、生息環境を保全すること。

カ ア～オの事項を工事関係者に周知徹底すること。

(6) 地形及び地質

事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じて地盤の安定性を確保するとともに、国土交通省ハザードマップポータルサイトで土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域に指定された箇所を把握し、事業を実施すること。

(7) 廃棄物、残土等

風力発電施設等の撤去及び廃棄については、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

- ア 事業に伴い発生する残土については、適正に処理すること。
- イ 撤去及び廃棄については、事業計画の段階から検討し、その実施に係る費用を想定した上で、事業計画に位置付けること。
- ウ 撤去及び廃棄等費用については、適切な積み立てを行い、積み立てられた資金が他の用途で使われることなく確実に撤去及び廃棄等に使われる仕組みを構築すること。また、万が一に事業者が倒産した場合、事業を廃止した場合又は被災した場合における風力発電施設の撤去及び廃棄等費用の捻出方法及び積立金の活用方法について明らかにしておくこと。
- エ 風力発電施設の廃止後は、工作物を速やかに撤去すること。
- オ 施設等の撤去により生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
- カ 施設等を撤去するまでの間についても、危険防止の観点から、第三者がみだりに施設等に近づかないようにするなど、適切な維持管理をすること。
- キ 施設等の撤去後は、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めるとともに、防災上必要な措置を行うよう努めること。
- ク 風力発電機の基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ、土砂が流出しやすい状態となることが想定されることから、掘り起こされた地盤の整地や締固めを十分に行うとともに、排水施設の排水能力や擁壁の状況を確認し、周辺地域への安全性確保に配慮すること。

(8) 温室効果ガスの削減に向けた検討

再生可能エネルギーの導入により国内の温室効果ガスの削減が見込まれる一方で、本事業の実施に伴う森林伐採等により、本市市域内の温室効果ガスの増加が見込まれることから、本影響を分析し、市域内の温室効果ガスの低減を図るよう努めること。

(9) その他

- 1) 開発面積が1,000m²を超える場合、白石市開発事業指導要綱の開発事業に該当する可能性があるため、市と協議すること。
- 2) 農用地を回避して計画すること。また、事業実施区域内の農家及び酪農家には、事業の説明を行うよう努め、影響を及ぼすことがないように事業を実施すること。事業期間中に問題等が発生した場合は、誠実に対応すること。
- 3) 電線の架空、埋設ルートの選定においては、自営線の設置により様々な影響が想定されることから、段階的に市と事前協議を行うこと。
- 4) 工事期間中は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、粉塵、騒音、震動、悪臭等の公害防止について、各種法令等に基づき適正に処理すること。
- 5) 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに事業を中止し、速やかに市に連絡すること。

- 6) 大規模災害も想定し、雨水対策、崩落等の防止措置、定期的な巡回の実施や異常個所の早期発見の方法など、被害の拡大防止のための措置を検討しておくこと。また、消防署からの意見を反映することができるよう努めるとともに、地元住民や地元消防団などに対する説明や区域内見学の実施など、関係者への理解に努めること。
- 7) 住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- 8) 工事開始決定後は速やかに地域住民への周知を行うこと。